

○渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成21年7月1日

規則第30号

改正 平成27年3月17日規則第22号

平成28年4月1日規則第62号

令和3年9月28日規則第33号

令和4年2月10日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）及び渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成21年渋川市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(法第6条第1項第3号の認定基準)

第2条 法第6条第1項第3号に掲げる基準の認定は、次のとおりとする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域内において、申請建築物が当該地区計画中の建築物に関する事項（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠についての制限に限る。）に適合しない場合は、原則として長期優良住宅建築等計画の認定をしないものとする。ただし、市長が支障のないことを証するときは、この限りでない。

(2) 次に掲げる区域内に申請建築物の建築予定地が在する場合は、原則として長期優良住宅建築等計画の認定をしないものとする。ただし、この区域で土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条の許可を得ているものは、この限りでない。

ア 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域

イ 土地区画整理事業の区域

(平 2 8 規則 6 2 ・ 令 3 規則 3 3 ・ 令 4 規則 1 ・ 一部改正)

(法第 6 条第 1 項第 4 号の認定基準)

第 2 条の 2 法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる基準は、申請建築物が次に掲げる区域に建築されるものでないこととする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、これらの区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちにこれらの区域の指定が解除されることが確実と見込まれる場合その他市長が申請建築物について長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあっては、この限りでない。

(1) 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 3 9 条第 1 項に規定する災害危険区域

(2) 地すべり等防止法(昭和 3 3 年法律第 3 0 号)第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 4 4 年法律第 5 7 号)第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 1 2 年法律第 5 7 号)第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

(5) その他市長が必要と認める区域

(令 4 規則 1 ・ 追加)

(市長が必要と認める図書)

第 3 条 省令第 2 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「品確法」という。)第 4 4 条第 3 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関(以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。)が行う品確法第 3 1 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に

適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書（登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。）の写し

(2) 住宅である認証型式住宅部分等（品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。）又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し

(3) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成21年国土交通省告示第209号）第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（品確法第59条第1項に規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）が行う品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書）

(4) 法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合することを証する図書

(5) 法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合することを証する図書
(平27規則22・令4規則1・一部改正)

(市長が不要と認める図書)

第4条 省令第2条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなる図書とする。

(1) 前条第1号の住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価をいう。次号において同じ。）（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(2) 前条第2号の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（平27規則22・令3規則33・令4規則1・一部改正）

（申請書等の提出部数）

第5条 市長に提出する省令第2条第1項に規定する申請書の正本及び副本の部数は、正本1部、副本1部とし、それぞれに添付図書（同項に規定する添付図書をいう。以下同じ。）を添えるものとする。

2 市長に提出する省令第8条に規定する申請書の正本及び副本の部数は、正本1部、副本1部とし、それぞれに添付図書のうち変更に係るものを添えるものとする。

（認定しない旨の通知）

第6条 市長は、法第5条第1項から第5項までの規定により申請された長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項第1号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認めるとき又は法第6条第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、認定しない旨の通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。法第8条第1項の変更の認定についても、同様とする。

（令4規則1・一部改正）

（工事完了報告書）

第7条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築が完了したときは、速やかに、工事完了報告書（様式第2号）に建築士（建築士法（昭和25年

法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいう。)が作成した工事監理報告書(建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の15に規定する工事監理報告書をいう。)を添えて、市長に報告しなければならない。

(取下げ届)

第8条 申請者は、省令第2条第1項又は第8条の申請書を提出した後、計画の認定を受けるまでの間に、当該長期優良住宅建築等計画の実施を取りやめたときは、速やかに、取下げ届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第9条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届(様式第4号)に省令第6条に規定する通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、法第14条第1項の規定により計画の認定を取り消したときは、認定計画実施者に対し認定取消通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(許可申請に係る図書)

第11条 省令第18条第1項に規定する市長が規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) 断面図
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(令4規則1・追加)

(手数料の一部の納付を要しないこととなる図書)

第12条 条例第2条第5項に規定する当該申請住宅の構造及び設備が長期

使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものは、品確法第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しとする。

(平27規則22・一部改正、令4規則1・旧第11条線下・一部改正)

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、法、省令及び条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令4規則1・旧第12条線下)

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第62号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月28日規則第33号)

この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に基づく渋川都市計画渋川駅西側地区地区計画及び渋川都市計画八木原駅周辺地区地区計画に関する都市計画の決定の告示の日から施行する。

附 則 (令和4年2月10日規則第1号)

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

(申請者) 様

市長 

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 条第 項の規定により申請のあった長期優良住宅建築等計画について、設定をしないこととしたので、通知します。

なお、この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として(訴訟において渋川市を代表する者は、渋川市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の氏名(名称)
- 3 申請に係る住宅の位置
- 4 理由

様式第2号(第7条関係)

工事完了報告書

年 月 日

市長 様

報告者の住所
(事務所の所在地)
報告者の氏名(名称)

渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第7条の規定により、認定長期優良住宅の建築が完了したので報告します。

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日及び認定番号

認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号

2 認定長期優良住宅の位置

3 認定計画実施者の氏名

4 認定長期優良住宅の建築が完了したことを確認した建築士等

(級)建築士()登録第 号
住 所
氏 名
(級)建築士事務所()市長登録第 号
名 称
所在地

5 軽微な変更の内容

受付欄
係員印

※ 工事監理報告書の写しを添付すること。

様式第3号(第8条関係)

取 下 げ 届

年 月 日

市長 様

届出者の住所
(事務所の所在地)
届出者の氏名(名称)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 条第 項の規定により申請した長期優良住宅建築等計画について、当該計画を取りやめたので届け出ます。

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無(法第6条第2項に基づく申出)

有 無

3 住宅の位置

4 取下げ理由

受付欄
係員印

様式第4号(第9条関係)

取りやめ届

年 月 日

市長 様

届出者の住所
(事務所の所在地)
届出者の氏名(名称)

渋川市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第9条の規定により、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめたので、届け出ます。

1 認定長期優良住宅建築等計画の認定年月日及び認定番号

認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号

2 認定長期優良住宅の位置

3 認定計画実施者の氏名

4 取りやめ理由

受付欄
係員印

※ 認定通知書を添えること。

様式第5号(第10条関係)

認定取消通知書

第 号
年 月 日

(認定計画実施者) 様

市長 

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により、下記の認定長期優良住宅建築等計画について、その認定を取り消しましたので通知します。これにより、認定通知書は、その効力を失います。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として(訴訟において渋川市を代表する者は、渋川市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。(審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

記

1 取り消す認定長期優良住宅建築等計画

認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号

2 認定計画実施者の氏名

3 認定長期優良住宅の位置

4 取り消す理由

様式第 1 号（第 6 条関係）

（令 4 規則 1 ・全改）

様式第 2 号（第 7 条関係）

（令 3 規則 3 3 ・全改）

様式第 3 号（第 8 条関係）

（令 3 規則 3 3 ・全改）

様式第 4 号（第 9 条関係）

（令 3 規則 3 3 ・全改）

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

（令 4 規則 1 ・全改）